

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第40号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～20 （略）	1～20 （略）
21 歯科料金	21 歯科料金
（1）歯冠修復	（1）歯冠修復
ア 全部被覆冠	ア 全部被覆冠
（ア）セラミック <u>130,570円</u>	（ア）セラミック <u>129,190円</u>
（イ）CAD/CAMオールセラミッククラウン <u>143,000円</u>	（イ）CAD/CAMオールセラミッククラウン <u>128,730円</u>
（ウ）エンジェルクラウン <u>80,550円</u>	（ウ）エンジェルクラウン <u>79,230円</u>
（エ）e. max <u>80,550円</u>	（エ）e. max <u>79,230円</u>
（オ）ハイブリッドセラミックス金合金 <u>132,000円</u>	（オ）ハイブリッドセラミックス金合金 <u>75,780円</u>
（カ）ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 <u>99,000円</u>	（カ）ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 <u>70,280円</u>
（キ）ハイブリッドセラミックスJK <u>66,000円</u>	（キ）ハイブリッドセラミックスJK <u>63,680円</u>
（ク）金合金 <u>132,000円</u>	（ク）金合金 <u>75,260円</u>
（ケ）チタン <u>61,600円</u>	（ケ）チタン <u>59,520円</u>
（コ）金パラジウム <u>88,000円</u>	（コ）金パラジウム <u>34,600円</u>
イ 3／4冠、4／5冠及び硬質レジン前窓冠	イ 3／4冠、4／5冠及び硬質レジン前窓冠
（ア）ハイブリッドセラミックス <u>51,890円</u>	（ア）ハイブリッドセラミックス <u>50,130円</u>
（イ）金合金 <u>99,000円</u>	（イ）金合金 <u>68,970円</u>
（ウ）チタン <u>56,100円</u>	（ウ）チタン <u>51,370円</u>
（エ）金パラジウム <u>82,500円</u>	（エ）金パラジウム <u>29,370円</u>
ウ （略）	ウ （略）
エ インレー	エ インレー
（ア）セラミック <u>61,900円</u>	（ア）セラミック <u>60,580円</u>
（イ）e. max <u>61,900円</u>	（イ）e. max <u>60,580円</u>
（ウ）ハイブリッドセラミックス <u>51,890円</u>	（ウ）ハイブリッドセラミックス <u>50,130円</u>
（エ）金合金 <u>88,000円</u>	（エ）金合金 <u>56,180円</u>
（オ）チタン <u>49,500円</u>	（オ）チタン <u>44,080円</u>
（カ）金パラジウム <u>71,500円</u>	（カ）金パラジウム <u>24,520円</u>
オ コア	オ コア

- (ア) 金合金 37,400円
- (イ) チタン 16,500円
- (ウ) 金パラジウム 22,000円
- (エ) その他の合金 16,500円
- (オ) ファイバー 14,600円
- (カ) コンポジットレジン (ポストを含む。)
11,000円

カ ベニア修復

- (ア) セラミック 78,400円
- (イ) ハイブリッドセラミックス 64,010円
- (ウ) コンポジットレジン 51,170円

キ テンポラリークラウン 1歯につき
4,700円

(2) 欠損補綴

ア 局部床義歯

- (ア) 金合金
 - a 1床1歯から1床4歯まで 550,000円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 605,000円
 - c 1床9歯から1床12歯まで
627,000円
 - d 1床13歯及び1床14歯 660,000円

(イ) 金パラジウム合金

- a 1床1歯から1床4歯まで 495,000円
- b 1床5歯から1床8歯まで 550,000円
- c 1床9歯から1床12歯まで
572,000円
- d 1床13歯及び1床14歯 605,000円

(ウ) その他の合金 (チタン、コバルトクロム等)

- a 1床1歯から1床4歯まで 278,160円
- b 1床5歯から1床8歯まで 308,960円
- c 1床9歯から1床12歯まで
341,010円
- d 1床13歯及び1床14歯 357,510円

(エ) ノンクラスプデンジャー

- a コバルトクロム金属床併用

- (ア) 金合金 18,780円
- (イ) チタン 14,380円
- (ウ) 金パラジウム 8,020円
- (エ) その他の合金 8,880円
- (オ) ファイバー 13,280円
- (カ) コンポジットレジン (ポストを含む。)
8,880円

カ ベニア修復

- (ア) セラミック 77,080円
- (イ) ハイブリッドセラミックス 62,690円
- (ウ) コンポジットレジン 49,850円

キ テンポラリークラウン 1歯につき
3,380円

(2) 欠損補綴

ア 局部床義歯

- (ア) 金合金
 - a 1床1歯から1床4歯まで 425,790円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 454,390円
 - c 1床9歯から1床12歯まで
483,000円
 - d 1床13歯及び1床14歯 506,100円

(イ) 金パラジウム合金

- a 1床1歯から1床4歯まで 397,190円
- b 1床5歯から1床8歯まで 412,590円
- c 1床9歯から1床12歯まで
455,500円
- d 1床13歯及び1床14歯 497,300円

(ウ) その他の合金 (チタン、コバルトクロム等)

- a 1床1歯から1床4歯まで 261,090円
- b 1床5歯から1床8歯まで 291,890円
- c 1床9歯から1床12歯まで
323,810円
- d 1床13歯及び1床14歯 340,310円

(エ) ノンクラスプデンジャー

- a コバルトクロム金属床併用

(a) 1床1歯から1床4歯まで	<u>231,000円</u>
(b) 1床5歯から1床8歯まで	<u>258,500円</u>
(c) 1床9歯から1床12歯まで	<u>286,000円</u>
(d) 1床13歯及び1床14歯	<u>319,920円</u>
b 金属床非併用	
(a) 1床1歯から1床4歯まで	<u>89,960円</u>
(b) 1床5歯から1床8歯まで	<u>116,620円</u>
(c) 1床9歯から1床12歯まで	<u>143,470円</u>
(d) 1床13歯及び1床14歯	<u>157,220円</u>
イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）	
(ア) 少数歯（1歯から8歯まで）	<u>16,410円</u>
(イ) 多数歯（9歯から14歯まで）	<u>29,300円</u>
(ウ) 総義歯	<u>46,460円</u>
(エ) 線鉤 1装置につき	<u>4,150円</u>
(オ) 鑄造鉤 1装置につき	<u>4,620円</u>
ウ 総義歯	
(ア) 金合金	<u>715,000円</u>
(イ) 金パラジウム合金	<u>660,000円</u>
(ウ) コバルトクロム合金	<u>352,000円</u>
(エ) チタン	<u>407,000円</u>
エ 鑄造鉤	
(ア) 金合金	
a 特殊型	<u>88,000円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>88,000円</u>
(イ) 金パラジウム合金	
a 特殊型	<u>55,000円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>55,000円</u>
(ウ) その他の合金	
a 特殊型	<u>22,000円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>16,500円</u>
オ 線鉤	

(a) 1床1歯から1床4歯まで	<u>132,090円</u>
(b) 1床5歯から1床8歯まで	<u>231,090円</u>
(c) 1床9歯から1床12歯まで	<u>259,700円</u>
(d) 1床13歯及び1床14歯	<u>302,850円</u>
b 金属床非併用	
(a) 1床1歯から1床4歯まで	<u>86,990円</u>
(b) 1床5歯から1床8歯まで	<u>113,390円</u>
(c) 1床9歯から1床12歯まで	<u>139,800円</u>
(d) 1床13歯及び1床14歯	<u>151,900円</u>
イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）	
(ア) 少数歯（1歯から8歯まで）	<u>11,460円</u>
(イ) 多数歯（9歯から14歯まで）	<u>21,050円</u>
(ウ) 総義歯	<u>36,560円</u>
(エ) 線鉤 1装置につき	<u>1,780円</u>
(オ) 鑄造鉤 1装置につき	<u>4,360円</u>
ウ 総義歯	
(ア) 金合金	<u>596,880円</u>
(イ) 金パラジウム合金	<u>555,080円</u>
(ウ) コバルトクロム合金	<u>331,420円</u>
(エ) チタン	<u>386,780円</u>
エ 鑄造鉤	
(ア) 金合金	
a 特殊型	<u>24,280円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>18,780円</u>
(イ) 金パラジウム合金	
a 特殊型	<u>18,780円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>14,930円</u>
(ウ) その他の合金	
a 特殊型	<u>15,640円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>15,200円</u>
オ 線鉤	

(ア) 金合金
両翼鉤及び双子鉤 44,000円

(イ) その他の合金
両翼鉤及び双子鉤 11,000円

カ フック、スパー及びびレスト

(ア) 金合金 66,000円

(イ) 金パラジウム合金 33,000円

(ウ) その他の合金 11,000円

キ 鑄造バー

(ア) 金合金 220,000円

(イ) 金パラジウム合金 110,000円

(ウ) その他の合金 33,000円

ク 屈曲バー 16,500円

ケ 根面キャップ (金合金) 88,000円

コ 咬合面鑄造金属歯

(ア) 金合金 1歯につき 66,000円

(イ) 金パラジウム合金 1歯につき 33,000円

(ウ) その他の合金及び合金の隙 1歯につき 8,800円

サ・シ (略)

ス 診断設計料

(ア) 磁性アタッチメント 1箇所につき 15,400円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

(イ) 部品交換 1箇所につき 7,700円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

(ウ) その他のアタッチメント 1箇所につき 46,200円に使用材料 (金属代及びアタッチメント材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

(エ) テレスコープ 1歯につき 59,500円に使用材料 (金属代) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して

(ア) 金合金
両翼鉤及び双子鉤 18,920円

(イ) その他の合金
両翼鉤及び双子鉤 9,020円

カ フック、スパー及びびレスト

(ア) 金合金 13,280円

(イ) 金パラジウム合金 10,530円

(ウ) その他の合金 8,940円

キ 鑄造バー

(ア) 金合金 60,580円

(イ) 金パラジウム合金 46,280円

(ウ) その他の合金 30,940円

ク 屈曲バー 13,280円

ケ 根面キャップ (金合金) 23,180円

コ 咬合面鑄造金属歯

(ア) 金合金 1歯につき 12,180円

(イ) 金パラジウム合金 1歯につき 9,320円

(ウ) その他の合金及び合金の隙 1歯につき 6,740円

サ・シ (略)

ス 診断設計料

(ア) 磁性アタッチメント 1箇所につき 14,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

(イ) 部品交換 1箇所につき 7,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

(ウ) その他のアタッチメント 1箇所につき 42,000円に使用材料 (金属代及びアタッチメント材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

(エ) テレスコープ 1歯につき 54,500円に使用材料 (金属代) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して

得た額)

セ～タ (略)

(3) 矯正

ア 矯正相談料 3,300円

イ～シ (略)

(4)～(16) (略)

(17) インプラント料金

ア (略)

イ ステント制作費

(7) ステント 1回目 1装置につき

a ステント 16,500円

b ステント兼義歯

(a) 1歯から8歯まで 22,220円

(b) 9歯から14歯まで 31,570円

(イ)・(ウ) (略)

ウ 埋入手術料 (1次)(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む。)

(7) 手術料 1本目 176,550円

(イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 128,680円

(ウ) (略)

エ～キ (略)

ク 技工物料金 (上部構造体)

(7) 全部鑄造冠

a 金合金 220,000円

b その他 165,000円

(イ) ハイブリッドセラミック前装冠 187,000円

(ウ) メタルセラミッククラウン 246,400円

(エ) オールセラミッククラウン 246,400円

(オ) ジルコニアクラウン 252,000円

ケ インプラント上部構造料

(7) (略)

(イ) カスタムアバットメント 36,670円

コ 補綴処置時の審美処置加算

(7) カスタムアバットメントを使用する場合 41,670円

(イ) (略)

サ～ス (略)

得た額)

セ～タ (略)

(3) 矯正

ア 矯正相談料 3,080円

イ～シ (略)

(4)～(16) (略)

(17) インプラント料金

ア (略)

イ ステント制作費

(7) ステント 1回目 1装置につき 16,500円

(イ)・(ウ) (略)

ウ 埋入手術料 (1次)(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む。)

(7) 手術料 1本目 170,500円

(イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 122,630円

(ウ) (略)

エ～キ (略)

ク 技工物料金 (上部構造体)

(7) 全部鑄造冠

a 金合金 188,290円

b その他 138,790円

(イ) ハイブリッドセラミック前装冠 161,360円

(ウ) メタルセラミッククラウン 188,040円

(エ) オールセラミッククラウン 170,440円

(オ) ジルコニアクラウン 246,500円

ケ インプラント上部構造料

(7) (略)

(イ) カスタムアバットメント 33,700円

コ 補綴処置時の審美処置加算

(7) カスタムアバットメントを使用する場合 38,700円

(イ) (略)

サ～ス (略)

セ テンポラリークラウン
 (ア) メタル 1 歯につき 10,530円
 (イ) メタル以外 1 歯につき 5,030円
 ソ・タ (略)

チ 可撤式床義歯
 (ア) レジン床 238,780円
 (イ) 金合金 793,180円
 (ウ) 金パラジウム合金 515,980円
 (エ) チタン 407,000円
 (オ) コバルトクロム合金 352,000円
 ツ～ト (略)

ナ 磁性アタッチメント (インプラント)
 (ア) キーパー
 a 14mm高 30,310円
 b 30mm高 31,810円
 (イ) マグネット 26,110円
 ニ・ヌ (略)

ネ ドルダーバー
 (ア) コーピング 56,650円
 (イ) バー及びスリーブセット 56,650円
 (ウ) バーのみ 34,240円
 (エ) スリーブのみ 34,240円

ノ アンカーアバットメント装着料 23,040円

ハ エリプティカルマトリックス 17,440円

ヒ ラメラリテンションインサート 11,830円

フ テレスコープ (コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。) (第2号エに定める料金を含む。) 1 歯につき 25,930円
 ヘ～マ (略)

ミ インプラントナイトガード (院内技工及び印象代を含む。) 19,330円
 ム～ラ (略)

(18) 麻酔
 ア 静脈内鎮静法
 (ア) 実施時間が2時間までの場合 16,500円
 (イ) 実施時間が2時間を超える場合 16,500円に2時間を超える30分までごとに6,600円を加算した額
 イ・ウ (略)

セ テンポラリークラウン
 (ア) メタル 1 歯につき 9,980円
 (イ) メタル以外 1 歯につき 4,480円
 ソ・タ (略)

チ 可撤式床義歯
 (ア) レジン床 234,380円
 (イ) 金合金 788,780円
 (ウ) 金パラジウム合金 511,580円
 (エ) チタン 385,080円
 (オ) コバルトクロム合金 330,080円
 ツ～ト (略)

ナ 磁性アタッチメント (インプラント)
 (ア) キーパー 28,010円
 (イ) マグネット 22,410円
 ニ・ヌ (略)

ネ ドルダーバー
 (ア) コーピング 56,100円
 (イ) バー及びスリーブセット 56,100円
 (ウ) バーのみ 33,690円
 (エ) スリーブのみ 33,690円

ノ アンカーアバットメント装着料 22,490円

ハ エリプティカルマトリックス 16,890円

ヒ ラメラリテンションインサート 11,280円

フ テレスコープ (コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。) (第2号エに定める料金を含む。) 1 歯につき 25,380円
 ヘ～マ (略)

ミ インプラントナイトガード (院内技工及び印象代を含む。) 18,780円
 ム～ラ (略)

(18) 麻酔
 ア 静脈内鎮静法
 (ア) 実施時間が2時間までの場合 11,620円
 (イ) 実施時間が2時間を超える場合 11,620円に2時間を超える30分までごとに5,780円を加算した額
 イ・ウ (略)

(19)～(22) (略)	(19)～(22) (略)
22～39 (略)	22～39 (略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。